

# 自治会回覧

令和5年5月16日

桜台自治会会員 各位

## 新型コロナウイルス対策に伴う自治会館使用制限の撤廃について

自治会長 久保田 巖

世界保健機関(WHO)は新型コロナウイルスについて緊急事態宣言を終了し、日本でも令和5年5月8日(月)をもって感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ第5類に変更になりました。

マスクの使用はすでに個人の判断に委ねられ、医療の体制もほぼ通常の体制に戻ることになりました。

桜台自治会としても、令和5年6月1日(木)をもって今まで実施してきた自治会館使用における制限を撤廃し、通常の体制にすることに決定しましたのでお知らせいたします。

自治会館内で実施してきた体温測定、アルコール消毒、等は不要になります。

また、自治会館内の飲食についても従来同様に可能になります。

皆さんの期待の大きい夏祭りや秋のフェスティバル等イベントは、実施の方向で専門部が検討に入っています。

今後ともご協力の程よろしくお願いいたします。

以上